

『富田林市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例』を施行しました

令和6年7月1日

●はじめに

インターネットの普及により、コミュニケーションや情報収集が簡単になり、私たちの暮らしはとても便利になりました。

一方で、インターネットが持つ匿名性や非対面性、また情報発信の容易さ等に起因して、誹謗中傷や差別など、人権に関わるさまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

このような状況を受け、すべての市民等が、お互いに人権を尊重しながら、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会を実現することをめざし、本条例を制定しました。



●目的

インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、市民のだれもが加害者にも被害者にもならないよう、市の責務、市民及び議会の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを推進することを目的としています。



●市の責務、市民・議会の役割

市

行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策、行為者が再び誹謗中傷等を行わないようにするための施策を実施します。

市民

自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上とともに、被害者が置かれている状況や支援の必要性を理解するよう努めます。

議会

この条例の趣旨を理解し、インターネットリテラシーの向上に努め、市民の模範となって行動します。



インターネット上で誹謗中傷などの被害にあった場合

相談できる窓口があります

●人権・生活相談(富田林市)

差別や虐待、ハラスメントなど人権に関する相談をはじめ、さまざまな悩みを抱えた市民等からの相談を受け付けています。

日時	月曜日～金曜日(午前9時～午後5時) ※祝日、年末年始を除く。 土・日曜日は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
場所	TONPAL(富田林市立多文化共生・人権プラザ)1階 (一社)富田林市人権協議会 ※0721-24-3700



●大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 ネットハーモニー(大阪府委託事業)

大阪府からの委託により、(一財)大阪府人権協会が運営している相談窓口です。大阪府内に在住、在勤、在学されている方やその親族等であれば、どなたでも相談できます。「インターネット上で人権を侵害された」「差別と思われる表現がある」「誹謗中傷が書き込まれた」「相談先がわからなくて困っている」など、ご相談ください。



●違法・有害情報相談センター(総務省委託事業)

総務省からの委託により、違法・有害情報相談センターが運営している相談窓口です。インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、トラブル等について、相談者自身で行う削除の対応方法等を、専門知識や経験を有する相談員がアドバイスします。



●誹謗中傷ホットライン(一般社団法人セーファーインターネット協会)

インターネット企業有志により構成される、(一社)セーファーインターネット協会が運営している相談窓口です。インターネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトに、利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。



インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネットは便利である反面、使い方を間違えると、相手の心を傷つけ、最悪の場合、命を奪ってしまうこともあります。言葉は刃(やいば)にもなり、集まれば銃弾の雨にもなることを理解し、インターネットを正しく利用するように心掛けましょう。

